



2021年12月6日

各 位

会 社 名 株式会社マーキュリアホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 豊島 俊弘
(コード番号：7347 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 統 括 滝川 祐介
(TEL. 03-3500-9870)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2021年12月6日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

① 当社グループの経営理念やこれまでの取り組み

当社グループは設立以来、国境や既成概念などの枠組みにとらわれずに挑戦する「クロスボーダー」を基本コンセプトに、マクロ環境に沿って、(1) 成長投資戦略、(2) バリューストック投資戦略、(3) バイアウト承継投資戦略、(4) 不動産投資戦略及び(5) キャッシュ・フロー投資戦略等の多様な投資戦略を策定するとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成し、運用することで、マルチストラテジーのファンド運用会社としての基盤を確立して参りました。

現在においては、企業の事業承継、非公開化、ノンコア事業の売却等の企業の支配構造の変化を支援することを目的に、株式会社日本政策投資銀行及び三井住友信託銀行株式会社を中心に組成した「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合（バイアウト1号ファンド）」、不動産・物流分野におけるテクノロジーによる成長を支援することを目的に伊藤忠商事株式会社とともに組成した「マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合」、再生可能エネルギー発電設備等に対して投資を行い、着実な資産規模の拡大と安定したキャッシュ・フローの創出を目的に、伊藤忠エネクス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社などの事業パートナーと共同で組成した「エネクス・インフラ投資法人（東京証券取引所インフラファンド市場上場）」、中国北京市の中心的なオフィスビル等へ投資を行う「Spring Real Estate Investment Trust (Spring REIT) (香港証券取引所上場)」等のファンド運用を行っております。

② 外部環境及び当社グループの今後の展開

足元の外部環境は、高齢化社会の進展、地球環境問題、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う産業構造の変化など、大きく変化しています。

このような状況下、当社グループは、成長戦略の一つとして事業パートナーとの連携やM&A等による企業再編の可能性を視野に入れるべく、迅速かつ柔軟な経営判断ができる体制を構築すること、組織上における経営管理体制の明確化に加えて、既存人材を適正に配置し、必要に

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



応じて人材を適時に採用し、社内教育を充実させることが必要不可欠と考え、本年7月に株式会社マーキュリアホールディングスを設立し、持株会社体制に移行しました。

持株会社である株式会社マーキュリアホールディングスでは、ミッションとして「ファンドの力で日本の今を変える」を、経営理念として「クロスボーダー（国の壁、心の壁、世代の壁を超えて）」、「世界に冠たる投資グループへ」、「5年後の常識」を掲げ、プラットフォーム会社として、各事業分野の成長を推進し、新たな戦略パートナーとの連携を行いつつ、グループ経営を行うことを目指します。

今後は、バイアウト1号ファンドやSpring REIT等の既存ファンドの安定運用に加えて、引き続き想定される、中堅・中小企業の後継者不足による事業承継ニーズ、世界的なグリーンエネルギーへのシフト、航空機ファイナンスニーズ、人工衛星のライドシェア利用等の事業機会を機動的に捉えるべく、バイアウト2号ファンド、太陽光発電開発ファンド、その他の新しい資産を投資対象としたファンド等の組成及び当該運営ファンドに対する自己投資（セიმポート投資）を通じて、成功報酬の最大化、管理報酬の底上げ及び自己投資収益の拡大を目指します。

③ 今回の資金調達の意味や資金使途の内容

今回の新株式発行による資金調達は、バイアウト2号ファンドの自己投資資金及び台湾太陽光発電開発ファンドの自己投資資金に充当する予定です。これらの自己投資を通して、ファンド投資家に対して当社の強いコミットメントを示すことにより、ファンド投資家が出資し易い環境を整えることに加えて、ファンドへの自己投資からのリターンを獲得することで、事業面及び財務面の双方における成長、更には企業価値向上に繋がるものと考えております。

また、当社グループは、東京証券取引所の新市場区分におけるプライム市場の上場維持基準に関し、流通株式時価総額の基準を満たしていない状況にあります。本資金調達を通じた流通株式数の増加並びに機関投資家を含めた株主層の拡大による流動性向上に加え、前述の企業価値向上に努めることで、プライム市場の上場維持基準の充足を目指してまいります。

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

記

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,200,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2021年12月14日（火）から2021年12月16日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (4) 募集方法 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2021年12月21日（火）から2021年12月22日（水）までのいずれかの日。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額とする。
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

記

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 480,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 株式会社SBI証券
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



- 般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 株式会社SBI証券が、一般募集の需要状況等を勘案した上で、480,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
 - (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
 - (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同日とする。
 - (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
 - (8) 申 込 株 数 単 位 100株
 - (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
 - (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（本件第三者割当増資）

（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 480,000 株
種 類 及 び 数 なお、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数そのものが全く行われないう場合がある。
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金 の 額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 株式会社SBI証券 480,000株
及 び 割 当 株 式 数
- (5) 申 込 期 間 2021年12月24日(金)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 2021年12月27日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (9) 株式会社SBI証券から申込みがなかった株式については失権する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、480,000株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は2021年12月6日（金）開催の取締役会において、一般募集とは別に、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式480,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を2021年12月27日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、株式会社SBI証券は、申込期間終了日の翌日から2021年12月22日（水）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2021年12月14日（火）の場合、「2021年12月17日（金）から2021年12月22日（水）までの間」
- ② 発行価格等決定日が2021年12月15日（水）の場合、「2021年12月18日（土）から2021

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



年 12 月 22 日 (水) までの間」

- ③ 発行価格等決定日が 2021 年 12 月 16 日 (木) の場合、「2021 年 12 月 21 日 (火) から 2021 年 12 月 22 日 (水) までの間」
となります。

2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	17,710,900 株	(2021 年 11 月 30 日現在)
公募増資による増加株式数	3,200,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	20,910,900 株	
本件第三者割当増資による増加株式数	480,000 株	(注) 1.
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	21,390,900 株	(注) 1.

(注) 1. 前記「3. 第三者割当による新株式発行 (本件第三者割当増資)」(1) に記載の募集株式数の全株に対し株式会社 S B I 証券から申込みがあり、当社普通株式の発行がなされた場合の株式数です。

2. 上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 2,431,824,000 円 (以下、「本件調達資金」という。) について、手取金の使途は主に下記のとおりとなります。なお、具体的な支払いが発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① バイアウトファンドへの自己投資 (セიმボート投資) 資金	2,000	2022年12月期～2023年12月期
② インフラファンドへの自己投資 (セიმボート投資) 資金	431	2022年12月期
計	2,431	—

具体的な本件調達資金の使途は以下のとおりです。

① バイアウトファンドへの自己投資 (セიმボート投資) 資金

当社のファンド運用事業 (事業投資) の一部であるバイアウトファンド事業は、日本における少子高齢化の中で、中堅・中小企業の後継者不足による事業承継ニーズを背景に、バイアウト 1 号ファンドを 2016 年に組成しました。

バイアウト 1 号ファンドは運用面においても投資進捗面においてもともに順調であることから、引き続き見込まれる事業承継ニーズへの対応を目指すべく、バイアウト 1 号ファンドの既存投資家を中心に、海外投資家を含めた、バイアウト 2 号ファンドの組成準備を進めております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



バイアウト2号ファンドは2022年にファーストクローズを開始し、最終的にはファンド総額400億円から500億円程度の規模とすることを予定しております。当社グループではバイアウト2号ファンドに対して、ファンド運営者として2,000百万円の自己投資（セიმボート投資）を行う予定ですが、当該自己投資は、ファンド投資家に対して当社の強いコミットメントを示すことによりファンド投資家が出資し易い環境を整えることに加えて、ファンドへの自己投資からの相応のリターンを獲得することにより、当社の事業面及び財務面の双方における成長に繋がるものと考えております。

② インフラファンドへの自己投資（セიმボート投資）資金

当社のファンド運用事業（資産投資）の一部であるインフラファンド事業は、世界的なグリーンエネルギーへのシフトが求められる中、日本においては既に当該事業パートナーとエネクス・インフラ投資法人の共同運営等を行っておりますが、直近では、アジア圏内において信用力が強く、法制度が安定しており、一定の投資環境が整っている一方で、太陽光発電において未だ市場黎明期である台湾において、事業パートナーと共に台湾太陽光発電開発ファンドの組成準備を進めております。

台湾太陽光発電開発ファンドはメザニンファンドとエクイティファンドにより構成されますが、共に2022年に組成を予定し、メザニンファンドは最終的には120億円程度の規模とすることを予定しております。当社グループではエクイティファンドに対して、431百万円の自己投資（セिमボート投資）を行う予定ですが、当該自己投資は、上記のバイアウト2号ファンドと同様に相応のリターンが見込まれることから、当社の事業面及び財務面の双方における成長に繋がるものと考えております。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当社の2021年12月期の業績に与える影響は軽微であります。今回調達資金を上記(1)「今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することにより、当社の企業価値の更なる向上につながるものと考えております。なお、開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、内部留保を確保しつつ財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、業績に応じた株主への利益還元を継続的に行っていくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、剰余金の配当につき、期末配当の年1回を基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款で定めております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業展開に向けた戦略投資の資金として充当する方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

当社は、2021年7月1日付で単独株式移転の方法により、株式会社マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立され、事業年度末を未だ迎えていないため、該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法に基づく新株予約権（ストック・オプション）を発行しております。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。

(2021年11月30日現在)

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
2015年3月31日	166,200株	311円	156円	自2021年7月1日 至2025年3月31日
2015年12月18日	49,200株	311円	159円	自2021年7月1日 至2025年3月31日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始 値	—	—	—	789円
高 値	—	—	—	799円
安 値	—	—	—	704円
終 値	—	—	—	740円
株価収益率	—	—	—	—

(注) 1. 当社株式は、2021年7月1日付で単独株式移転の方法により、株式会社

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



マーキュリアインベストメントの完全親会社として設立され、東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。

2. 2021年12月期の株価については、2021年12月3日現在で記載していません。
3. 2021年12月期の株価収益率については、未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社日本政策投資銀行、伊藤忠商事株式会社、豊島俊弘、及び合同会社ユニオン・ベイは、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は、株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。